

**第二一回参議院議員通常選挙**

参議院神奈川県選出議員選挙

参議院比例代表選出議員選挙

投票日時 七月二十九日(日)

七時～二〇時

投票所 下記の十ヶ所

《投票できる人》

◎年齢要件：昭和六十二年七月三十日以前に生まれた人

◎住所要件：平成十九年四月十一日以前から葉山町に在住し、住民登録している人

《選挙公報》

◎配布の方法

朝日・読売・毎日・神奈川・東京・産経・日経の七新聞で折り込みます。

※七新聞の購読をされていない世帯の人は町選挙管理委員会までお知らせください。また、町内の公共施設、スーパー、銀行、商店などにも配置します。

《期日前・不在者投票》

◎期日前・不在者投票のできる人

仕事、冠婚葬祭、レジャーなどのため投票日当日都合の悪い人

◎期日前・不在者投票期間・時間

七月十三日(金)～二八日(土)  
八時三〇分～二〇時

◎期日前・不在者投票の場所

消防庁舎一階 会議室

◎持参するもの

投票所入場券(お手元に届いてる場合はご持参ください)

※他市町村で不在者投票をする場合は、あらかじめ「投票用紙等請求書(兼宣誓書)」で投票用紙を直接

または郵便で請求してください。

※病院・施設などに入院・入所されている人は、病院(指定病院)などの事務局に申し出て手続してください。

《郵便等による不在者投票》

身体に重度の障害があり、一定の要件にあてはまる人は、あらかじめ、所定の手続きをして郵便等による不在者投票をする制度があります。

1 身体障害者手帳に次のいずれかの障害が記載されている人  
の障害が記載されている人

・両下肢、体幹、移動機能の障害

一級・二級

・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害

一級・三級

・免疫の障害

一～三級

2 戦傷病者手帳に次のいずれかの障害が記載されている人

・両下肢、体幹の障害  
特別項症～第二項症

・内臓機能の障害

特別項症～第三項症

3 介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護五」と記載されている人

《代理記載制度》

郵便等による不在者投票ができる人のうち、自ら投票の記載ができないとして定められた一定の要件に該当する人は、あらかじめ町の選挙管理委員会に届けた人(代理記載人)に投票に関する記載をしてもらうことができる制度です。

対象者

郵便等による不在者投票ができる人のうち、次のいずれかに該当する人です。

1 身体障害者手帳に次の障害が記載されている人

上肢あるいは視覚の障害

一級

2 戦傷病者手帳に次の障害が記載されている人

上肢あるいは視覚の障害

特別項症～第二項症

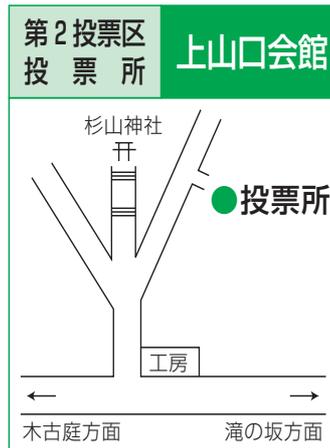
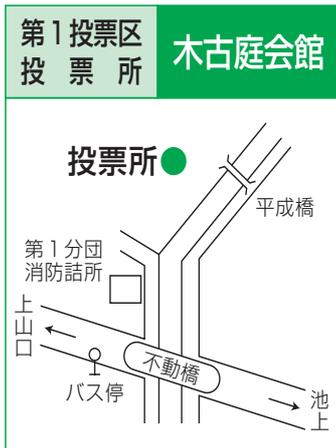
問合せ 選挙管理委員会

☎内線四四一

**期日前(不在者)投票所**



**投票所**



## 能登半島地震への支援を行いました

能登半島地震の義援金をお願いしたところ、多くの方々から心温まる慈善をいただき、これに町からの見舞金や議会議員からの募金を合わせた五三二、〇〇〇円を守屋町長が五月十日に石川県珠洲市へ出向いて水元副市長へお届けしました。町民の善意が被災地の方々へ伝わったと思います。

義援金にご協力いただきありがとうございました。

問合せ 総務課 ☎内線三三三



お知らせ

## 便利で手近な宅配サービス

電話一本で指定の日時まで証明書類が、自宅に届きます。

**対象** 町在住の人

**受取時間** 配達希望日の一ヶ月前から前日の十五時

**配達時間** 平日九時～二〇時三〇分

**申込み** 希望する諸証明書等を発行する町民サービス課か税務課へ

①、②の方法で予約 ①電話②住所・氏名・電話番号を必ず書いて、郵送かFAX

**費用** 二〇〇円（一回配達分）

※別途証明書手数料がかかります。

受け取れる証明等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身分証明（本籍葉山町に限る）</li> <li>●印鑑登録証明</li> <li>●住民票の写し</li> <li>●住民票記載事項証明</li> <li>●戸籍の附票（本籍葉山町に限る）</li> <li>●不在籍・不在住証明</li> <li>●草津温泉宿泊施設助成券</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土地・家屋評価証明</li> <li>○納税証明</li> <li>○所得証明</li> <li>○公課証明</li> <li>○課税証明</li> <li>○非課税証明</li> <li>○法人所在証明</li> </ul>
申込み	町民サービス課 ☎内線205・206 FAX876-1717	税務課 ☎内線251～256 FAX876-1717

**第6投票区** 投票所 **光徳寺 仮設建物**

**第5投票区** 投票所 **葉山町役場**

**第4投票区** 投票所 **旧役場跡地 仮設建物**

**第3投票区** 投票所 **下山口会館**

**第10投票区** 投票所 **葉桜児童館**

**第9投票区** 投票所 **長柄会館**

**第8投票区** 投票所 **長柄下会館**

**第7投票区** 投票所 **堀内会館**

## 国民年金保険料を免除する制度があります

国民年金は、二〇歳以上六〇歳未満のすべての人が加入する制度です。保険料の納付を続けることで、老齢基礎年金や、万が一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができます。

病気や失業などの経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除となる保険料免除制度を利用してください。

国民年金の保険料免除制度には、法定免除と申請免除があります。

法定免除は、障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している人などが届出を行うと保険料の納付が免除されるものです。

申請免除は、前年の所得に応じて保険料の全額もしくは一部の納付が免除されるものです。審査の際には、ご本人、配偶者、世帯主の各々の所得をみます。免除の基準所得額には四段階あり、全額免除のほか、保険料の四分の三、二分の一、四分の一を納付すると残りの保険料の納付が免除となる一部免除があります。

国民年金（基礎年金）の給付の三分の一（将来は二分の一）は国庫負担

担でまかなわれているので、保険料免除が承認された期間は、将来の老齢基礎年金の計算のときに国庫負担に相当する額（一部納付した保険料がある場合はその保険料分も含む）が年金額に算入されます。また、障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるために必要な受給資格要件にも算入されます。

申請免除には、退職（失業）の特例があります。申請する年度または前年度に退職した人については、雇用の受給資格者証や離職票等の公的機関の証明書を添付すれば、所得審査が不要となります。つまり、前年まで給与所得があっても保険料の免除が承認される場合があります。

このほか、三〇歳未満の人の保険料納付が猶予される若年者納付猶予制度や学生である本人の所得が一定以下の場合には、申請により学生の間、保険料が猶予される学生納付特例制度があります。この期間は年金を受けるために必要な期間に算入しますが、年金額には反映しません。

なお、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間については、十年以内であれば、古い期間から順に保険料を後から納付（追納）することができます（ただし、免除や猶予を受けた年度から起算して三年度目以降

は、当時の保険料に一定の金額が加算されます）。

問合せ 健康増進課 ☎内線二一三

## 国民健康保険料納入通知書の送付について

国民健康保険の加入者がいる世帯主に對し、七月に本算定納入通知書を送付いたします。本算定（七月にお知らせする保険料額）は、今年の町民税所得割額に基づき、一年間の保険料を再計算した通知です。

また、年度の途中で被保険者等に異動が生じた場合は、随時変更し、新たに納入通知書を送付します。

## 国民健康保険・老人医療自己負担額が減額されます

町民税非課税世帯の人は、入院されたときにかかる医療費や食事の標準負担額の減額制度があります。減額を受けるには「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提出する必要があります。

該当する人は「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」に必要事項を記入し健康増進課へ提出してください。審査を行い該当した人には、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行します。

また、現在減額認定証をお持ちの

人も七月三十一日で期限が切れますので、再度申請が必要となります。引き続き必要な人は申請をお忘れのなようにお願いします。

問合せ 健康増進課

☎内線二一三・二一四

## 医療受給者証等の負担割合について

医療受給者証等の一部負担割合は、毎年八月一日現在の世帯状況と前年の収入、所得をもとに判定します。

①「国民健康保険高齢受給者証」

国民健康保険加入の七〇歳以上の人で、老人保健医療に該当されない全員に、八月一日から使用する新しい高齢受給者証を郵送します。

※国民健康保険以外の保険に加入されている人は、直接加入されている保険者にご確認ください。

②「老人保健法医療受給者証」

負担区分が変更となる人だけに、八月一日から使用する新しい医療受給者証を郵送します。

※新しい受給者証を受け取った人は、八月一日以降、必ず新しい「受給者証」をお使いください。古い受給者証は健康増進課まで返却をお願いします。

問合せ 健康増進課

☎内線二一三・二一四

# 『地球温暖化』について 考えよう 第二回

## ◆二酸化炭素を減らすには？

二酸化炭素はさまざまな方法で減らせます。使っていない部屋のみかりや見えていないテレビをつけっぱなしにしているか、冷房や暖房を無駄に使っていないか、水を出しっぱなしにしているか、まず毎日の暮らしを見直してみましよう。

例えば、シャワーを一日一分家族全員が減らせば、それだけで一世帯あたりの二酸化炭素年間排出量を1%減らすことができると言われます（環境省調べ）。レジ袋をもらわずにマイバッグで買い物すれば更に1%、使っていない家電製品の待機電力を半分減らせば1%、自動車のアイドリングを毎日五分止めれば0.7%、それぞれ排出量を減らすことができます。

## ◆クールビズの効果は？

平成十七年夏に環境省が打ち出した「COOL BIZ（クールビズ）」も、温暖化対策の一環です。ネクタイや上着を着用せず、軽装を心がければ、体感温度は2℃もさがります。その分冷房の設定温度を上げ

れば、二酸化炭素の排出を抑えることができます。

環境省の調査によると、「クールビズ」による二酸化炭素削減量は、平成十八年度時点で約一一四万トン。これは実に二五〇万世帯の一月分の二酸化炭素排出量に相当します。「クールビズ」以降、冷房の設定温度を例年より高くした企業は全体の四三%。すべての事業所等で夏の冷房の設定温度を二八℃に上げれば、「京都議定書目標達成計画」でオフィスビルなどに割り当てられた目標量の約五〜九%が削減できると言われます。「京都議定書」は地球温暖化を防止するための国際的な枠組みとなる議定書。次回はその内容について紹介します。



全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jcc.ca.org/>) より引用

## ボランティア保険について

町では安心してボランティア活動に専念していただけることを願って、ボランティア保険制度を導入しています。

### ①対象となるボランティア活動

町民が自発的に構成する住民団体等が行う活動（地域社会活動、青少年育成活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、社会教育活動等）で、本来の職場を離れて継続的、計画的又は臨時の公益性のある実践的活動です。ただし、政治、宗教及び営利目的とする活動は除かれます。

### ②保険の契約

この保険は、ボランティア活動を行う住民団体等を被保険者として、町が保険会社と契約しますので、保険料は全額町が負担します。この場合、ボランティア活動をする人の加入申込みや登録の手続をする必要はありません。

### ③対象となる事故

住民団体の指導者等が活動中に、管理監督の不行跡や指導・誘導のミスなどによって、参加者や第三者の生命、身体若しくは財物に損傷を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合にこの保険が適用されます。

### ④支払われる費用項目

- イ) 治療費、入院費、通院費、慰謝料、休業補償費、免失、利益、物の修理費などの損害賠償金
- ロ) 裁判、調停、仲裁などの訴訟費用
- ハ) 損害の防止、軽減のため有益な応急、緊急措置費用

問合せ 町民サービス課

☎内線二〇五・二〇六

## 外国電波による

### テレビへの混信障害

近隣諸国の電波が日本に届き混信するのが原因です。

毎年五月〜八月頃にかけて、東京タワーからのテレビ電波を直接受信している地域で一・三チャンネルの画面が時間によって「しま模様」となる症状（Eスポ受信障害）が発生することがあります。

今のところ簡単な改善方法はありませんがUHF中継局で受信できる地域では、Eスポ受信障害を受けないUHF電波の受信をお勧めします。

問合せ NHK横浜放送局

☎〇五七〇一〇〇一三四三四  
(全国共通)

# 県民功労者表彰

平成十九年度県民功労者表彰が発表され、葉山では次の方が受賞しました。

青少年の健全育成に尽力

伊藤 栄三さん



多年日本ボーイスカウト神奈川連盟副理事長等としてボーイスカウト運動を推進し、指導者の養成に優れた成果をあげるなど、青少年の健全育成に尽くしました。

**サマージャンボ**

1等・前後賞合わせて **3億円** 2等 **1億円**

7/19(木) 発売

1等 2億円  
1等前後賞各5千万円

■発売期間:7/19(木)~8/7(火) ■抽せん日:8/16(木)

宝くじ売り場等に関するお問い合わせ ☎03-3535-9085

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。(財)神奈川県市町村振興協会

## 平成十九年度介護保険料(本徴収)のお知らせ(六五歳以上の人)

七月上旬に、六五歳以上の人へ介護保険料の通知書を郵送します。ご自分の納付方法と納付金額をご確認ください。

納付方法には、受給している年金から天引きされる「特別徴収」と、納入通知書か口座振替による納付の「普通徴収」があります。

### 特別徴収の人へ

十～三月までの六ヶ月間の保険料を「介護保険料(本徴収)決定通知書兼特別徴収開始通知書」によりお知らせします。今年十月・十二月、平成二〇年二月の三回天引きされます。

### 普通徴収の人へ

七～三月までの九ヶ月間の保険料を「介護保険料(本徴収)納入通知書」によりお知らせします。納入通知書により指定された金融機関で納付をお願いします。なお、口座振替を申し込んでいる人は、指定口座から引き落としとなります。

### 普通徴収から特別徴収への切り替え

六五歳到達時や転入時は、当初「普通徴収」ですが、四月に年金(老

齢福祉年金を除く)の受給があり、年金の年額が十八万円以上で、四月一日に町に住民登録がある人は、原則として十月から「特別徴収」に切り替わります。

その場合、七～九月までの三ヶ月間の保険料は「普通徴収」で、「介護保険料(本徴収)納入通知書」によりお知らせします。十～三月までの六ヶ月間の保険料は「特別徴収」となり、「介護保険料(本徴収)決定通知書兼特別徴収開始通知書」によりお知らせします。

◆災害、失業、倒産などで保険料を納めることが困難な場合は、保険料の減免が受けられる場合がありますのでご相談ください。

問合せ 福祉課 ☎内線二三二

## 介護保険特定入所者 介護(介護予防)サービス費について

介護保険施設(短期入所を含む)に入所されている低所得者については、その負担が重くなりすぎないように、食費と居住費について一定の限度額を設ける制度があります。そのサービスを受けるには対象者の認定を受けることが必要です。下記に該当する人は、申請してください。後日審査し、認定証を送付します。

### ●対象者

- ①利用者負担第一段階  
町民税世帯非課税者で老齢福祉年金受給者か生活保護受給者等
- ②利用者負担第二段階  
町民税世帯非課税者で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人等
- ③利用者負担第三段階  
町民税世帯非課税者で②以外の人等

### ●対象となる施設

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・地域密着型介護老人福祉施設
- ・短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・介護予防短期入所療養介護

問合せ 福祉課

☎内線二三一～二三三

## お詫び

広報はやま六月号の「春の叙勲・褒章」の紹介の中でお名前の誤りがありました。次のように訂正させていただきます。

誤 小林 照夫さん  
正 小林 昭夫さん

ご関係者の方にご迷惑をおかけいたしましたことをお詫び申し上げます。

## 住宅のバリアフリー改修工事に伴う 固定資産税額の減額措置について

地方税法の改正により、今年四月一日から平成二二年三月三十一日までの間にバリアフリー改修工事を施した住宅で、左記の要件を満たす場合に、その旨を町長に申告した人は、翌年度分の家屋の固定資産税額を三分の一減額する措置が受けられるようになりました。

### 要件

#### ①対象家屋

今年一月一日以前から所在する住宅であること

#### ②居住者要件

左記のいずれかの人が居住する既存住宅（賃貸住宅を除く。）であること

◆六五歳以上の人（改修工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日における年齢）

◆要介護認定又は要支援認定を受けている人

#### ◆障害者

#### ③工事費用

バリアフリー改修に要した費用が、補助金等を除く自己負担額が三〇万円以上であること。

●対象となるバリアフリー改修工事

- ・廊下の拡幅
- ・手すりの取付け
- ・階段の勾配の緩和
- ・床の段差の解消
- ・浴室の改良
- ・引き戸への取替え
- ・便所の改良
- ・床表面の滑り止め化

#### ④申告

上記③に係る工事明細書や写真等の関係書類を添付して、バリアフリー改修工事が完了した日から原則として三ヶ月以内に町長（担当 税務課）に申告してください。

※工事内容を示す書類は、建築士・登録住宅性能評価機関等による証明でも代替可能です。

### 減額する税額

一戸あたり一〇〇平方メートルの床面積相当分までの家屋の固定資産税額を三分の一減額します。

### 減額する期間

今年四月一日～平成二二年三月三十一日までの改修↓翌年度一年間  
なお、新築住宅や耐震改修等で固定資産税の減額措置が適用中の人は対象外となります。

問合せ 税務課

☎内線二五六・二五七

## 公共下水道の使用できる「供用開始区域」を拡大しました

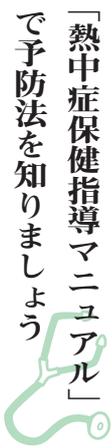
今年六月から長柄、堀内の一部で新しく公共下水道を利用できるようになりました。供用開始区域にお住まいの皆さんは、浄化槽をできるだけ早く廃止し、くみ取り便所は三年以内に水洗化トイレに改造して、台所や風呂場、トイレなどから出る汚水を公共下水道に接続していただく

ようお願いします。  
この排水設備工事は、町が指定した指定工事店でなければできません。工事店の一覧及び下水道の供用開始区域は、下水道課窓口と町のホームページでご確認ください。

問合せ 下水道課

☎内線三六一～三六四





「熱中症保健指導マニュアル」  
で予防法を知りましょう

「ちよつと」**「ちよつと」**が悪い」は熱中症の  
危険信号

私たちの体は、血管を広げて外気に体内の熱を放射したり、汗をかいて蒸発させたりして体温を低下させ、体温の異常な上昇を防ぎます。しかし、外気の気温が高いと体内の熱を放射させることができず、また、湿度が高いと汗が蒸発しないため、熱中症になりやすくなります。

熱中症は、最初、めまいや失神、こむら返り（筋肉の硬直）、拭いても汗が出てくるなどの症状として現れます。病状が進むと、頭痛、吐き気、体がだるくなったりします。しかし、多くの人は、それが熱中症であることに気がつかず、「ちよつと体調が悪い」程度にしか思いません。そのため、放っておくうちに症状が進み、突然、意識障害、運動障害など最悪の事態に至ります。

「熱中症保健指導マニュアル」

熱中症を予防するための日常生活での注意事項

◆暑さを避けましょう

日陰を選んで歩いたり、帽子をかぶったりするなど暑さを避けるように心がけましょう。

◆服装にも工夫しましょう  
通気性の良い、汗を吸収してくれる素材の服や下着を着るなど、服装にも工夫しましょう。

◆こまめに水分を補給しましょう

暑い日には、活動レベルにもかかわらずこまめに水分補給に努めましょう。のどが乾く前に水分補給をすることが大切です。また、汗をたくさんかく場合には、塩分の補給が必要です。○二〇％程度の食塩水（一リの水に二gの食塩）が適当です。

◆急に暑くなる日に注意しましょう

急に暑くなると、人は上手に発汗できずに熱中症を起こしやすくなります。

◆個人の条件を考慮しましょう

熱中症は健康な人でも起こります。前の晩に深酒をした人や朝食を抜いた人は熱中症を起こしやすいので、体調が回復するまではその日の活動を控えましょう。

◆集団活動の場ではお互いに配慮しましょう

熱中症の予防には、個人の努力とともに、集団で活動する場合にはお互いの配慮や注意も必要です。集団で活動する場合には、暑い場所での作業や運動はなるべく短時間で済ませるよう、お互いに配慮しましょう。

葉山歌壇俳壇

短歌

岡田 保子 選

◎爛漫の花見に来よと電報で誘ひを寄越す父でありにし  
（評）満開の花見を共にと父の誘い。桜の季節になると年経た今にして想う父の情愛、父への思慕が切ない。ケイタイなどなき時代の遠い思い出として「電報」の一言が活きています。

風の武者 皐月の空をにらみつ 舞ひ翔ぶ鳶に遊ばれてをり  
目に青葉筍ごはん・豆ごはん美し季の香や 年々歳々 渡辺 裕子  
日曜日起き抜けに急ぐ朝市へ チューリップ、葱ら抱へて帰る  
若むししプールの底は清められ青く澄みたる水湛へたり  
花嫁はドレスの裾をつとつまみ披露宴にてタッパを踊る  
この坂を登れる今日を悦びつ草木眺めて鳥に答えて  
千の風になりたる母にありがとう赤き一輪描き飾りぬ  
我もまた山河に還る日のあらむ西行定家を念じ歌詠む

俳句 沼田葉櫻子 選

俳句 浅井 一志 選

◎雲海を裾野に富士の夜明けかな 石井富貴子  
（評）高い山に登ると、脚下に見える海のように広がった雲のことである。これは葉山の海岸辺りから眺めた景色だろう。その眺の美景を素直に捉えて、すがすがしい作品となった。

物言はぬ雛に声かけ仕舞ひけり 池部 貞助  
（評）「雛」の季節は春（三月）であるから 投句が少し遅れたようだ。お雛さまを納めるときに声をかけて仕舞ったところに作者の人形への愛情がこめられ雛を擬人化したところがよい。

満身に海の香受くる薄暑かな 石川 光子  
忽然とホビーの炎ゆる分譲地 高梨 久子  
\*山鳩のくぐもる声や春惜しむ 深海志津枝  
昏れてなほ青嶺の色濃く淡く 安藤とみ子  
立ち上がる浪は立夏の譜をなせり 片山 久女

山の色海の色濃き五月来ぬ 伊藤 青嵐  
（評）この句も前者と同じ季語。万緑という季語もあるくらい緑一色の季節である。海あり山ありの葉山、まことにこの通りの情景を素直に表出した。

# 町長と語る

## トーク広場

第45回

### 海で大きく育て！葉山の子 オーシャンファミリーの 海洋自然体験が大盛況

**海野** ええ、私は葉山の海が大好きです。子どもの頃は、夏になると一日中、海で遊んでいました。

**町長** 私も『海の子』でした。今でも森戸の岩場で初めてアワビを見つけた時の感動が蘇ってきます（笑）。ところで、海野さんはなぜ子どもたちを海に親しませる活動を始めたのでしょうか。

豊かな海に恵まれた葉山。かつて海は、葉山の子どもの遊び・学びの場でした。ところが、テレビゲームなどの普及により、海は子どもたちから遠い存在になりつつあります。こうした現状を憂え、『海の復権』をめざして、「海で遊び・学び・育つ」活動を展開しているNPO法人「オーシャンファミリー海洋自然体験センター」代表理事の海野

（うんの）義明さんに、海の楽しさ、素晴らしさについて語っていただきました。

**町長** いよいよ本格的に夏がやってきました。海が一番輝く季節です。海って、やっぱりいいですよ。

中で遊ぶと、何が危険で、どうすれば危険から身を守れるかといったことも、自ら学べます。バランスのとれた成長を望むなら、テレビゲームなどではなく、お子さんに自然遊びを体験させることが一番でしょう。

**町長** 賛成ですね。子どもの頃、引き潮の時に沖にある岩場まで行き、夢中になって遊んでいる間に、いつの間にか、上げ潮になっていて、泳ぐ距離が、何倍か遠くなっており必死で泳ぎ、何とか岸にたどり着きましたが、一時は死ぬかと思いましたが、でも、その体験のお陰で海の怖さを知り、また泳ぎ切ったことが自信になって、その後、どんどん泳ぎが上達しました。ところで、海洋自然体験センターでは海に親しむ活動として、どのような年間プログラムを組んでいるのですか。

**海野** 海辺歩き（四月）に始まり、磯の生物観察（五月）、シーカヤック漕ぎ（六月）、海の世界をのぞくスノーケリング（七・九月）など、月ごとにさまざまな活動をしています。

海の季節が終わると、川や山を舞台にした森の学びや炭焼き体験、さらには漁業協同組合の協力で、ワカメの種付けと収穫といった漁業体験なども行っています。

**町長** 実に多彩ですね。子どもたち



海野さん

の反応はどうですか。

**海野** 楽しくて仕方ないみたいです。みんな目が輝いていますから（笑）。活動を始めて六年目ですが、参加する子どもも年々増えて、今や大盛況です。それに遊びだけでなく、葉山の子に本物の漁業も体験させてあげたい。海に潜って魚や貝をとったり…。そんなことも出来たらいいな、と考えています。

**町長** そうですね。豊かな海があるわけですから、一年に一度か二度くらい子どもとお年寄りに魚介類をとつてもよい日を設け、楽しむ機会を作りたいたいですね。早速、漁業協同組合と相談してみましよう。

**海野** それと、葉山に海洋教育の拠点施設ができたなら素晴らしいんですけどね。それが今の私の夢です。

**町長** 貴重なお話をありがとうございました。『海の子』に帰った気分です。私も胸が躍りました。これから